

「大学院設置の趣旨及び必要性を記載した書類」 目次

I	大学院設置の趣旨及び必要性	
1	設置の趣旨	1
2	設置の必要性	1
3	教育・研究上の目的	3
4	将来構想	4
II	大学院の構成及び名称	
1	大学院の構成	5
2	大学院の名称	5
III	看護学研究科	
1	教育目的	6
2	研究科、専攻及び学位の名称	7
3	育成する人材像	7
4	教育課程の編成の考え方及び特色	12
5	教員組織の編成の考え方及び特色	18
6	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	19
7	既設の看護学部との関係	24
8	大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施	25
9	長期履修学生制度（大学院設置基準第15条）	26
10	2つの校地において教育を行うことに対する配慮	27
11	メディアを利用した授業	27
IV	施設・設備等の整備計画	
1	キャンパス	28
2	校舎等施設の整備計画	28
3	設備・備品の整備計画	28
4	図書等の資料及び図書館の整備計画	29
V	入学者選抜の概要	
1	基本方針	30
2	アドミッションポリシー	30
3	出願資格	30
4	選抜区分	32
5	募集人員	32
6	選抜方法	32
7	選抜体制	33

VI	管理運営	
1	管理運営体制の概要	34
2	研究科教授会	34
3	学内委員会	34
VII	自己点検・評価	
1	基本方針	36
2	実施体制・実施方法	36
3	結果の活用及び公表	36
VIII	情報の提供	
1	実施方法	37
2	情報提供項目	37
IX	教員の資質の維持向上の方策	
1	基本方針	38
2	実施体制	38
3	具体的取組	38
4	大学院におけるFDの実施	39

「大学院設置の趣旨及び必要性を記載した書類」

I 大学院設置の趣旨及び必要性

1 設置の趣旨

(1) 経緯

札幌市立大学（以下、「本学」という。）は、「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献」を教育・研究の理念とし、平成 18 年 4 月に開学した。本学はデザイン学部と看護学部の 2 学部で構成し、「学術研究の高度化等に対応した職業人の育成」と「まちづくり全体により大きな価値を生み出す『知と創造の拠点』の形成」を教育・研究の目的としており、この理念と目的に沿った人材育成のための教育を行ってきた。

一方、地球規模での環境問題をはじめ、少子高齢化、国際化などの一層の進展に伴い、デザイン分野及び看護分野において、様々な課題が生じてきており、これらの課題に対応した専門的知識及び実践力、指導力を有する人材の育成が強く望まれている。

(2) 設置の趣旨

21 世紀は、「知識基盤社会」の時代であり新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性が増し、地球環境の維持とともに社会の発展・振興や国際競争力の確保等において高等教育機関、特に大学院が重要な役割を果たしていくことが期待されている。

これらの状況を踏まえて、本学では、デザイン分野及び看護分野における高度専門職業人及び研究者・教育者の育成を目的に大学院修士課程を設置する。

2 設置の必要性

近年、より高度で専門的知識や経験を有する職業人の育成に対する社会のニーズが高まっている。また、デザイン分野及び看護分野における新しい技術の開発、実践方法の開拓などにより、それぞれの学問の発展に貢献しうる創造性豊かな研究者・教育者の育成が求められている。専門教育の基礎・基本の修得に重点を置いた学部教育のみでは、このようなニーズに応えることは困難であり、より幅広く、深い学識の涵養を図る高度な教育・研究機能が求められている。

また、公立大学である本学は、時代の要請に柔軟に対応しながら地域貢献という社会的使命を果たし、市民・地域の負託に応えていく必要があることから、これらの役割を達成するために大学院を設置することが必要となっている。

(1) デザイン分野における必要性

デザイン分野においては、デザインの役割が少子高齢社会におけるユニバーサルデザインをはじめ、環境課題としてのエコデザイン、生活者を主体とした人間中心のデザイン、情報技術の進展に伴うインタフェースデザイン、地域社会に対応した地域ブランドデザインなど、デザインそのものの概念が広がり、デザインの果たす役割はますます重要となっている。

デザインの役割が拡張し、重要となっている中で、従来のように造形や視覚表現にとどまらず、社会や地域、産業等の複雑な問題をデザイン課題として受け止め、人間や環境に配慮したデザインを提案し、その解決策を実現できる高度なデザイン能力を有する人材が必要となっている。

また、北海道・札幌においては、地域の活力を活かし、持続的な発展のための道内産業の強化と国内外での競争力が課題となっており、これら産業の振興・育成を果たす上でもデザインが大きな役割を担っている。特に札幌市では、サービス産業が全産業の8割を占め、産業の創造的再生が必要とされており、その一端を担うため、高度なデザイン能力を有する人材が必要となっている。

これらのことから、地域社会や産業のニーズを踏まえつつ、大学院において創造性豊かな高度専門職業人及び研究者・教育者を育成し、地域に有為な人材を輩出することが求められている。

(2) 看護分野における必要性

看護分野においては、少子高齢社会への急速な移行、市民の健康指向及び保健・医療・福祉への関心の増大、情報化・国際化の進展、医療制度の変化などに伴い、保健・医療・福祉分野の連携、協働の中で看護職が活躍する役割は急速に拡大し、看護ケアの重要性はますます高まってきている。

特に、札幌市は道内の約4割の医療機関が集中するとともに、高度医療研究機関・医師養成機関である2つの大学病院をはじめ、多数の高度専門医療機関が存在しており、高度先進医療技術の中核を担うため、看護職には質の高い看護ケア能力に加え、看護ケアを安

全で効率よく提供するためのマネジメント能力や特定の看護分野における高度で専門的な知識、技術及び能力が求められている。

医療機関においても地域においても、高度で複雑な課題を解決するためには、人間に対する深い洞察力、倫理性、優れた技術など、高度な能力を持ち、マネジメントに優れるとともに看護ケアの質を改善し、高めていくことができる看護専門職の育成が求められている。医療の高度専門化に伴い、看護分野においても専門分化が進んでおり、専門領域に特化した高度専門職業人の育成が急務である。

また、質の高い看護ケアを提供するためには、高度な専門知識と実践能力、企画管理能力を備えた人材が求められるとともに、看護ケアの効果を実証し、看護介入の方法論を確立するための基礎研究・応用研究を蓄積する看護学研究者の育成が不可欠である。さらに、近年、看護系大学が急増しており、質の高い看護教育を教授する教育者、あるいは新たな看護技術の開発・評価を行うための研究者の育成が求められている（資料1：看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理 抜粋）。

(3) デザインと看護の連携した取組による地域貢献

デザイン分野と看護分野に関する教育・研究の取組とその成果は、質の高い豊かな生活に直結するものであるが、単独の分野では解決できない様々でかつ複合的な地域課題が生じている。このような課題に対して、両研究科が連携し、多面的に検討を加えることで、新たな解決策を創出していくことが可能となる。公立大学として、これまで解決困難とされていた地域課題に対して研究科毎の取り組みに加え、両研究科が積極的に連携・共同し、地域に貢献していくことが求められている。

これらのことから、本学では、デザイン学部及び看護学部を基礎にデザイン研究科と看護学研究科の2つの研究科からなる大学院修士課程を設置し、高度な教育・研究を行うとともに、その知的資源を活用して、地域貢献を積極的に果たすことを目指すものである。

3 教育・研究上の目的

(1) 教育・研究理念

本学大学院は、学部における教育・研究を基盤として、高度化、複雑化する社会に対応し、専門性を一層追究し、研究分野の対象を

拡大することとし、次の基本理念を掲げて教育・研究を行い、社会における有為な高度専門職業人及び研究者・教育者の育成に取り組む。

① 人間重視を根幹とし、幅広い視野で活躍できる高度専門職業人及び研究者・教育者を育成する

デザインと看護に共通する「人間重視」の考え方を基盤として、専門性を一層追求し、知識基盤社会において国内外で活躍しうる創造力、分析能力、実践力及びマネジメント能力を併せ持った高度専門職業人を育成する。また、先端的かつ高度な研究に取り組み、両研究科それぞれの専門分野の研究にとどまらず周辺の学問分野を取り入れた学際的・実践的な教育・研究を行う研究者・教育者を育成する。

② 地域課題に対応した教育・研究とその成果を積極的に地域へ還元する

公立大学としての役割を果たすため、地域課題に対応する人材を育成するとともに、地域や産業の振興等、地域貢献を大学院の重要な使命と位置付け、地域に密着した様々な課題を研究し、その教育・研究の成果を積極的に地域に還元する。

③ デザインと看護が連携した研究を推進する

デザイン分野と看護分野の研究科を併せ持つ特長を最大限に活かし、少子高齢社会における保健・医療・福祉分野等の様々な課題に対して両研究科が連携して多様な研究に取り組む。

(2) 地域貢献

本学は、「市民に開かれた大学」、「市民の力になる大学」、「市民が誇れる大学」の3つの基本理念を掲げて設置された公立大学であることから、学部における地域貢献に加え、大学院におけるより高度な教育・研究の成果である知的資源を最大限活用して、両研究科の専門分野に応じた特色ある地域貢献に取り組む（資料2：学部における地域貢献の取組例）。

4 将来構想

本学大学院は両研究科において、高度専門職業人及び研究者・教育者を育成するとともに、より高度な教育・研究に取り組み、地域貢献を果たしていくことを目的としていることから、修士課程一期生の修了に合わせて、平成24年4月に博士後期課程を設置するこ

とを目指している。また、博士後期課程の設置と同時に両研究科の修士課程を博士前期課程に変更し、前期・後期の区分制博士課程とし、それぞれ博士課程の研究科として組織することを視野に入れている。

Ⅱ 大学院の構成及び名称

1 大学院の構成

本学大学院は、本学が設置しているデザイン学部、看護学部を基礎に2つの研究科を設置し、両研究科ともに1研究科1専攻で組織する。

デザイン学部を基礎とする研究科は、「デザイン研究科 デザイン専攻」、看護学部を基礎とする研究科は、「看護学研究科 看護学専攻」とし、社会や地域のニーズに対応した高度専門職業人及び研究者・教育者の育成を目指し、標準修業年限2年の修士課程として設置する。

2 大学院の名称

本学大学院の名称は、札幌市立大学大学院とし、英訳名称は「Graduate School of Sapporo City University」とする。

Ⅲ 看護学研究科

1 教育目的

看護学部は「医療の高度化に対応する知識・技術に加え、問題解決能力を有し、他職種と連携できる職業人の育成を目指し、少子高齢社会における地域看護の充実、看護職への学習機会の提供などを通じて、市民の健康の保持増進への貢献を果たす。」(札幌市立大学学則第2条第2項)ことを教育・研究上の目的として、人間性あふれ、地域に貢献する実践的な看護職を育成しているところである。

看護学においては、少子高齢社会における市民の健康指向、医療への関心の高まり、医療制度の変化などを背景に、保健・医療・福祉を取り巻く環境は激変し、看護ケアの重要性がますます認識され、看護職には、より高度の専門性や管理・指導能力が求められてきている(資料1:看護基礎教育のあり方に関する懇談会 論点整理 抜粋)。

このため、看護学研究科では、大学院設置の趣旨及び必要性のもとに、広い視野に立って看護学の基盤を学修した個々人の専門性及び学識を深めつつ、看護学を発展させることのできる研究者・教育者や様々な形態での看護の実践及び幅広く地域社会に貢献できる高度で専門的な人材を育成することを目的とし、以下の能力を修得することを本研究科の特色とする。

(1) 正確性・緻密性及び独創性を有する高度な臨床看護実践能力の修得

少子高齢社会の渦中にあり、多様な価値観を持つ人々に対し、正確性、緻密性及び独創性を兼ね備えた高度な看護実践能力を養う。

(2) 高度な倫理観に基づき、専門看護分野において分析・判断・行動・評価ができる能力の修得

人権意識や倫理観が厳格に問われるとともに複雑化する社会において、専門看護分野において柔軟に対応し、高い倫理観を持って自ら分析・判断・行動・評価する能力を養う。

(3) 他職種と協働し、看護における将来展望に資する統合・調整ができる能力の修得

医療従事者間における調整・指導のための基礎的能力をさらに高め、保健・医療・福祉分野でリーダーシップを発揮できる能力とともに、看護の各専門領域において看護の将来展望を視野に入

れた変革・統合・調整・教育能力を養う。

(4) 積雪寒冷地における健康づくり支援に取り組む能力の修得

積雪寒冷地においてライフサイクルに応じた健康づくりに関する課題を探求し、課題解決に向けた能力を養う。

2 研究科、専攻及び学位の名称

研究科の趣旨に鑑み、研究科、専攻の名称は、国際的な通用性があり、学生、市民にわかりやすく、教育・研究上の目的にふさわしい「看護学研究科 看護学専攻」とし、修了生に付与する学位は、「修士（看護学）」とする。

また、研究科の英訳名称は「Graduate School of Nursing」、専攻の英訳名称は「Course of Nursing」、学位の英訳名称は「Master of Nursing」とする。

3 育成する人材像

(1) 人材育成の考え方

近年、看護分野は専門分化しており、これに対応する卓越した実践能力を有する看護職及び統合的な調整能力を有する看護管理者の育成が急務となっている。

また、これら卓越した臨床能力及び看護の専門性のさらなる向上には、看護の未来を見据えた洞察力・創造力を有し、学問的理念を基盤として研究を推進する自立した教育者・研究者の果たす役割が大きい。

本研究科は、このような社会の要請に応える人材を育成し、ここ札幌を発信源に、21世紀の看護の一端を担い、これを保健・医療・福祉分野へ発信できる、看護のバランス感覚に優れた人材の育成を目指す。

なお、本研究科では、平成17年9月5日中央教育審議会答申「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」の四つの「大学院に求められる人材養成機能」のうち「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」及び「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」に比重を置いて教育・研究に取り組むこととする。

(2) 育成する人材像

札幌市は急速に少子高齢化が進行し、平成17年における高齢化

率は 17.3%（総務省調査）と高齢社会を迎え、同年の合計特殊出生率は 0.98 と 1.0 を下回り、政令指定都市中最も低い。また、独居老人世帯数、高齢夫婦世帯数も増加している。一方、札幌市には、多くの高度・専門医療機関が立地し、北海道における高度、先進的医療技術の中核的役割を担っている（資料 3：札幌市を巡る保健医療環境）。

保健・医療・福祉が日々新たな課題を抱える中、様々な人々の健康レベルに対応できる卓越した高度看護実践者、専門化・複雑化及び高度化した看護の質の向上に必須な看護管理者、看護の質を確保する看護技術の開発・評価を担う看護者あるいは科学的知識と学問的基盤をもとに実践知、経験知を統合できる研究者、次世代の看護の基礎教育・継続教育の中心的担い手としての教育者を育成する必要がある。また、今後は、研究能力を有した看護実践者及び臨床能力を有する研究者・教育者の育成がより一層求められている。

このため、本研究科においては、次の能力を備えた人材を育成する。

- ① 保健・医療の中核を担う高度臨床看護実践者の育成（専門看護師を含む）
- ② 総合的に看護ケアをマネジメントする看護管理者の育成
- ③ 地域や在宅において健康な生活と福祉の向上に率先して貢献する看護職の育成
- ④ 看護の学問的基盤をもとに実践知、経験知を統合できる看護研究者の育成
- ⑤ 次世代の看護教育の中心的担い手としての教育者の育成
- ⑥ 看護技術の開発及び評価能力を備える人材の育成
- ⑦ 幅広い視野のもとで新しい看護システムや制度の開発に資する人材の育成

(3) 修了後の進路

本研究科修了者の進路としては、高度先進医療の実践者としての高度専門職業人、看護管理者、研究者、教育者さらに博士後期課程への進学等が想定される。

① 高度専門職業人

近年の医療・看護の専門分化に伴い、専門性が求められる高度な倫理観や実践直を持った人材が必要とされ、医師、看護師のほか様々な職種が一体となった医療が展開されている。また、

少子高齢社会は急速に進行しており、在宅における療養者、要介護者、要支援者は増加の一途を辿っている。

社団法人日本看護協会ではこのような看護の専門分化に対応した専門看護師等の制度を設けているが、現在は首都圏などに偏在している状況にある。

札幌市内には多くの高度専門医療機関が存在し、北海道における高度先進医療の中核を担っていること、また、今後とも少子高齢社会が一層進行していくことが予想されることなどから、保健・医療・福祉施設及び在宅等における高度看護実践者などの看護リーダーに対する高い需要がある。

② 看護管理者

個人、家族及び市民の保健医療ニーズは増加、多様化しており、それに対応して看護を取り巻く環境は複数多岐にわたり著しく変化し、保健・医療技術は日進月歩で進歩を続けている。このようなニーズに対応するためには、質の高い組織的な看護サービスの提供が求められ、その中核を担う医療機関における看護管理者の役割は、保健医療システムの中で今後ますます重要となっていく。

③ 研究者・教育者

看護学には実践性が求められることから、専門職業人として一定の実務経験を経てから大学院へ入学する者が多い。また、大学の学部及び大学院における看護学教育においては、大学院で高度の教育技法・研究技法を身に付けた看護職がその教育を担う人材となることが望まれる。専門分野の研究を継続的に行うことによって看護学の専門性が高まり、独自性が発揮できることから、看護学の研究者及び教育者の需要は高い。

このような高度専門職業人、研究者、教育者の看護の専門性をさらに追究・発展させるためには、修士課程を経て博士後期課程で研鑽することが望まれる。

【修了後の進路】

- ・ 保健・医療・福祉施設及び在宅の高度看護実践者（専門看護師を含む）
- ・ 病院・施設等の看護管理者
- ・ 大学等の看護教育者
- ・ 看護政策を企画立案できる行政職
- ・ 研究所や研究センター等の専任研究者
- ・ 国際保健の分野で活躍する看護職
- ・ 企業等で技術開発や製品開発に携わる看護研究者
- ・ 企業等で社員の健康支援に携わる看護実践・管理者
- ・ 医療・福祉コーディネーター
- ・ 大学院博士後期課程進学 他

(4) 取得できる資格

本研究科を修了すると「修士（看護学）」の学位を取得できるほか、学生が選択した分野、領域及びコースにより、以下の受験資格を取得することができる。

分野・領域		コース等	取得できる資格	備考
実践看護学分野	母子看護学 領域	C N S コ ース	日本看護協会 小児看護専門看護師受験資格	
	成人看護学 領域	C N S コ ース	日本看護協会 急性・重症患者看護専門看護師受験資格	
	精神看護学 領域	C N S コ ース	日本看護協会 精神看護専門看護師受験資格	
看護マネジメント 学分野 看護教 育・管理学領域	看護管理 学	日本看護協会 認定看護管理者受験資格		

(5) 需給調査

① 学生確保の見通し

平成21年2月に実施した本学看護学部における1年次から3年次の学生を対象とした本学大学院開設に関する調査（対象者数：250人、回答数218人、回答率87.2%）では、本学大学院

看護学研究科に「大いに興味がある」者が 11.9%、「興味関心がある」者が 39.0%、合わせて50.9%と高い関心を示している。また、「進学したい」、「条件が整えば進学したい」者が合わせて 17.4%、「就職の後に必要を感じた場合に進学」を希望する者が 41.3%の状況であった。進学の理由は、「より専門的な知識を修得するため」が最も多く 37.2%、以下「資格・学位・学歴を取得するため」、「専門の幅を広げキャリアアップを図るため」の順となっている（資料 4：看護学部在学生アンケート）。

また、平成 20 年 5 月に実施した、北海道内の病院等の医療機関や保健所等の保健機関に勤務する社会人を対象とした本学大学院開設に関する調査（配布数：3,165 人、回答数 599 人、回答率 18.9%）では、60%以上の者が大学院に関心があり、大学院進学に関して「検討している」及び「将来的に選択肢に入りたい」者が合わせて 32.6%であった。進学理由は「仕事の能力を高めたい」が最も多く、以下「専門看護師になりたい」、「看護学を深く追究したい」、「将来の進路の可能性を広げたい」の順であった。さらに、36.6%の者が働きながら学ぶ社会人入学を希望しており、「昼間・夜間の二部開講」、「土日を利用しての講座の開講」、「短期集中型の講座の開講」を希望する割合が高くなっている（資料 5：札幌市立大学大学院（看護学研究科）開設に関する調査 集計結果 社会人対象）。

これらのことから、学部学生の進学希望、社会人（看護職）の生涯学習ニーズ、本市の医療機関・保健機関数、本学への交通アクセス等を勘案すると、本学大学院看護学研究科において継続的に修士課程の学生を確保していくことは可能であると考ええる。

② 修了後の進路、就職の見通し

平成 20 年 5 月、北海道内の病院等の医療機関や保健所等の保健機関の施設代表者を対象に看護学研究科開設に関する調査（配布数：612 施設、回答数 148 施設、回答率 24.2%）を行ったところ、36.7%の施設で今後、大学院を修了した看護職の採用を増やすことを予定しており、43.9%の施設が現職のまま大学院に進学させる考えがあるという結果であった。施設が大学院修了者に期待する能力は「高度な倫理観に基づき、専門看護分野において分析・判断・行動・評価ができる能力」、「他職種

と連携し、統合・調整する能力」、「正確性・緻密性及び独創性を有する高度な臨床看護実践能力」の順となっており、大学院教育に期待する人材育成は「同輩・後輩のキャリア支援や教育ができる人材」が最も多く、以下「高度臨床看護実践者・専門看護師」、「看護管理者」、「看護教育者」の順となっている。さらに、66.2%の施設で専門看護師の採用を増やすことを考えていた（資料6：札幌市立大学大学院（看護学研究科）開設に関する調査 集計結果 施設代表者対象）。

このように、病院等の医療機関等では仕事を続けながら学生として学ぶ環境、また高度な知識・技術を身に付けた学生を受け入れる環境が整いつつあることから、本研究科修了後の就業先は十分に確保できると考える。

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の基本方針

① 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程・研究指導

本研究科の設置の趣旨及び教育目的を達成するために必要な授業科目及び研究指導を体系的・組織的に展開する教育課程を編成する（資料7：教育課程概念図）。

教育課程の編成にあたっては専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する内容とする。

② 専攻分野

本研究科の教育目標を達成し、卓越した実践能力を有する看護職、統合的な調整能力を有する看護管理者及び看護学の発展に寄与できる研究者・教育者を育成するため、以下の2つの看護学分野を設置する。

保健・医療・福祉分野における人材育成の喫緊の課題は、高度専門職業人及びマネジメントができる人材・教育者の育成である。

学部教育では、看護の専門科目を①看護の基盤となるもの、②健康レベルに応じて生活を援助するもの、③コミュニティアケアに関するもの、④発展・統合に関するものに区分した教育を行っている。本研究科は学部を基礎として設置しており、学部教育を踏まえ、看護の基盤及び対象の発達段階や健康レベルに

応じた的確な看護を実践的に教育研究する「実践看護学分野」と保健医療チームの中で他職種との協働連携による看護組織全体の運営管理やヘルスケアサービスを提供する看護職等の継続的な教育方法を研究する「看護マネジメント学分野」を教育研究の柱とした。

ア 実践看護学分野

看護職は、生命の尊重及び個人の尊厳を根幹に、個人や集団の健康に対するニーズに応じた看護を提供するものである。現代の高度に複雑化した医療・看護においては、深い学識を基盤とした卓越した実践能力を有する看護者によって、正確で質の高い、専門的技術を駆使した看護の提供が必須である。このため、実践看護学分野を設けて各ライフサイクル・発達過程における個人や集団を対象とした看護ケアの実践と応用について教育・研究を行う。

また、実践看護学分野において教育・研究の対象を「地域生活看護学領域」、「母子看護学領域」、「成人看護学領域」、「精神看護学領域」及び「看護技術学領域」の5領域で構成する。

なお、選択科目の履修方法により、「母子看護学領域」において小児看護、「成人看護学領域」において急性・重症患者看護及び「精神看護学領域」において精神看護の専門看護師の認定審査の受験資格を取得できる内容とする。

イ 看護マネジメント学分野

看護マネジメント学分野は保健・医療・福祉分野におけるマネージャーと教育者の育成を行う分野である。

チーム医療の推進や他職種との役割分担・連携が進展しており、医師を含む保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働において、マネジメント能力を発揮できる人材の育成が求められている。各職種の専門性を包括・尊重し、連携・協働を具現化した組織の構築をするためには、人的資源管理・物流管理・財務管理・情報管理等に精通した経営企画能力と保健・医療・福祉分野、特に看護分野の専門性を的確に発揮し、同時に専門性を向上させる統合・調整能力を有する看護管理者が求められている。

また、地域や在宅及び医療機関などにおいて市民や患者に適

切なヘルスケアサービスを提供するためには、看護職の継続的な能力開発の機会を提供していく必要があり、看護基礎教育、看護継続教育、看護卒後教育の果たす役割は大きく、教育学、看護教育の基盤を修得した高い教育的機能が求められる。

このため、看護マネジメント学分野を設けてヘルスケアサービス全体を概観しながらマネジメントを行い、リーダーシップを発揮できる人材や教育に関わる基礎を培う教育研究を行う。

なお、看護マネジメント学分野では、看護職の免許を有していない保健・医療・福祉分野の基盤を学修した大学卒業者等の受け入れを想定している。これらの者はそれぞれの養成機関で保健・医療・福祉の中におけるそれぞれの職種の位置付けについて学んできているものとする。

さらに、研究科授業の一層の理解を促すために、必要に応じて、学部における「チーム医療論」、「感染管理論」、「看護管理学」、「看護教育学」などの科目を履修させることとする。

研究科・専攻	分野	領域
看護学研究科 看護学専攻	実践看護学分野	地域生活看護学領域
		母子看護学領域
		成人看護学領域
		精神看護学領域
		看護技術学領域
	看護マネジメント学分野	看護教育・管理学領域

(2) 科目区分及び授業科目の特色

① 構成・単位数

授業科目は、大きく「研究科連携科目」と「専門教育科目」に区分する。「専門教育科目」は、「専門基礎科目」及び「専門科目」に区分する。「研究科連携科目」はデザイン研究科の学生と合同で行い、幅広い視野を身につけるため、看護とデザインに共通する関連領域の基礎的素養を涵養する内容とする。「専門教育科目」は、看護分野の高度専門職業人、研究者あるいは教育者として専門的に学ぶ科目であり、「専門基礎科目」は本研究科修士課程において履修・研究していく上で必要な能力や方法を身につけるための内容とし、「専門科目」では看護学の各専門分野・領域における専門知識・技術、研究方法を修得するための内容とする。

修了に必要な単位は専門看護師の認定希望者を除き、「研究科

連携科目」は4単位以上、「専門基礎科目」は8単位以上、「専門科目」は16単位以上、さらに学生が興味・関心のある授業科目を「研究科連携科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」から2単位以上選択して履修することとする。

② 科目配置の特色

学生が看護の高度・専門的知識・技術を学ぶことができるよう体系的に科目を配置するとともに、組織的に教育・研究を展開する。

ア 研究科連携科目

本学は人間重視を根幹とした人材の育成を教育研究上の理念に掲げており、幅広い教養と豊かな人間性を有する職業人を育成することとしている。

学部教育では、「スタートアップ演習」（1年）及び「学部連携演習」（3～4年）の2つの科目を設け、看護とデザインの両学部の学生及び教員が一緒に共通の課題に取り組み、問題を発見し、異分野の学生と連携して解決策を導き、課題解決能力の修得とともに、目標に向けて協力することにより、豊かな人間性を形成するために必要となるコミュニケーション能力の涵養を図っている。

また、これまで両学部の教員が参画して積雪寒冷地における高齢者の生活行動や高齢者の転倒・転落予防プロジェクトなど地域貢献に資する共同研究を展開している。

これらの集積を踏まえ、研究科連携科目は、学部の教育・研究で取組む「デザイン学部と看護学部の連携」を発展・充実させ、本学大学院の教育・研究理念の実現を目指した科目であり、デザイン研究科、看護学研究科共通に設け、両研究科の学生が合同で学ぶ。

本学大学院では、両研究科ともに専門教育科目を通じて、専門性を高める一方、高度専門職業人の育成を目的としていることから、研究科連携科目において高度な専門性を支える広い視野と知識を平行して身に付けることを可能とし、それぞれデザインと看護の視点から課題や問題を捉えることを特色とする。

特に、演習科目として「連携プロジェクト演習」を設け、両研究科の教員及び学生を混在させた小グループを編成し、

グループ毎に地域の抱える課題等を題材にデザイン及び看護双方の視点から調査・研究を行い、課題解決を導くプロジェクトとしての成果をまとめる。このことによって、学生は履修を通じて調査・研究手法を修得するとともに、社会や地域が抱える「生活」、「健康」、「福祉」等をキーワードとした課題を深く理解し、さらには演習を通じてデザインと看護の連携を推進する意義を理解する。

イ 専門基礎科目

専門基礎科目は、看護専門分野を深めるために基盤となる科目、看護専門知識・技術の向上や開発などの研究活動を展開していくための科目、地域特性を踏まえた看護を実践していくための基礎となる科目を配置している。

看護実践への理論の応用を探求する「看護理論特論」及び保健・医療・福祉における様々な課題を研究・解決していくための研究法を理解するために「看護研究法特論」を必修科目として配置している。

ウ 専門科目

専門科目は、本研究科の教育目的を踏まえ、各専門分野に関する専門知識を身につけるとともに学生自らが看護学を研究していく上で必要な能力、技法を修得するための科目を配置し、「実践看護学分野」、「看護マネジメント学分野」及び「研究」に区分した。

「実践看護学分野」及び「看護マネジメント学分野」は、それぞれの看護学領域に特論と特論に基づく演習を配置し、看護学領域の高度・専門的知識・技術を段階的に修得する内容としている。また、「実践看護学分野」は「地域生活看護学領域」、「母子看護学領域」、「成人看護学領域」、「精神看護学領域」及び「看護技術学領域」に分け、高度・専門的知識、技術等を修得できる内容としている。学生は、これまでの学修経験や臨床経験、志望動機等に応じて、いずれかの看護学領域を選択し、必要な科目を履修することとする。

それぞれの領域において、当該領域の総論である「地域生活看護学特論」、「母子看護学特論」などの講義とこれらの講義を踏まえた「地域生活看護学演習」、「母子看護学演習」などの演習を配置している。また、個別の看護学専門領域の

特論と演習を配置し、当該看護学領域における高度・専門的な知識・技術を学ぶこととしている。これらのことから、総論から各論へ実践的な専門的知識・技術を段階的に修得できるように科目を配置している。

「研究」は、学生が選択したそれぞれの領域における学修を踏まえ、学生自らが研究課題を探求し、研究に取り組み、その成果を修士論文としてまとめる「特別研究」、あるいは専門看護師を目指す者が修士論文に相当する課題研究論文を作成する「課題研究」を配置している。

エ 専門看護師（CNS）教育課程の認定基準に配慮した授業科目の設定

社団法人日本看護協会は複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して実践・相談・調整・倫理調整・教育・研究の役割を果たす専門看護師制度を設け、保健・医療・福祉や看護学の発展に寄与することとしている。専門看護師は看護系大学院修士課程で日本看護系大学協議会が定める基準の所定の単位を取得することが条件であるが、北海道内において登録している専門看護師は4分野で7人（2009年4月現在）のみである。

このため、実践看護学分野のうち母子看護学領域、成人看護学領域及び精神看護学領域において、小児看護、急性・重症患者看護及び精神看護分野の専門看護師（CNS）コースを設置することとし、当該看護分野の専門看護師の育成を目指し、日本看護系大学協議会の認定基準に沿った授業科目を設定した（資料8：専門看護師教育課程と研究科授業科目との対比表）。

③ 配当年次の考え方

専門基礎科目や専門科目の各領域で基盤となる特論は1年次前期に配置し、学生が教育・研究を行う上で基礎的知識を養うこととする。

この学修を基に1年次後期以降に学生が選択した領域において高度で専門的な理論・技術を修得するとともに、個々の研究の展開及び取りまとめができるよう科目を配置する。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の基本的考え方

教員はそれぞれの看護学専門領域において教育実績、研究業績、実務経験について高いレベルを有する専任教員を配置することを基本とする。

専門科目の特論など研究科の コアとなる科目は専任教員が担当し、演習科目は担当教授に加え准教授や講師など複数の教員が担当することとする。

特別研究及び課題研究は、研究指導教員が学生の研究指導にあたる。また、必要に応じて研究指導補助教員が研究指導教員の指導のもと、学生の研究支援、指導を行う。

個々の教員の配置にあたっては、学位のほか、それぞれの看護学専門領域における十分な教育実績・研究業績、臨床などの実務経験などと担当授業科目との適合性について検討を行い、担当教員を配置した。

専任教員は、学部教育を兼務する関係から、学部から大学院に入学する学生に対しては、連続性のある教育・研究指導が可能である。また、社会人学生に対しては、実務経験のある教員を配置することで、適切な教育・研究指導を行うこととする。

また、教員数は研究科の教育・研究機能を果たすために、基準教員数を上回る数の専任教員を配置した。

このように、きめ細やかな教育・研究指導を行い、十分な教育成果を上げることを基本とした教員組織体制を構築する。

(2) 教員配置(職位・学位・業績・年齢構成)

教員組織は、いずれも看護師の免許を取得している専任教員 21人で編成する。職位は教授 11人、准教授 3人及び講師 7人を配置する。このうち、博士の学位を有する者が 8人、修士の学位を有する者が 11人、学士の学位を有する者が 2人である。

また、教授の平均年齢は 57.1歳、准教授は 46.3歳、講師 45.3歳であり(平成 22年 4月現在)、特定の年齢層に偏ることのないよう教員の配置を行った。

(3) 定年の対象となる教員の取扱い

本学では「公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則」で教員の定年を満 65歳と定めており、大学院完成年次までに 4人が定年の対象となるが、これらの教員については、修士課程完成年次まで定

年を延長することとする（資料 9：公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則 抜粋）。

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

① 研究科連携科目

本研究科とデザイン研究科共通とし、両研究科の学生が連携して学修することによって、両研究科の交流を深め、異なる分野を志す学生が互いの発想に触れることにより、広い視野を持つことができる教育を目指す。

② オムニバス方式

臨床現場や研究所等における最新の知識や技術を理解するために、看護に関わる分野で活躍している者を講師として、時機にあった学問的な見地を学べるようオムニバスによる授業を適時行い、学生の学修ニーズに応えるものである。科目責任者は、各科目の到達目標を達成するために一貫性を持って進行するよう総括・調整するとともに、総合的に授業の評価を行う。

なお、オムニバス科目にかかわらず、兼任講師のみが授業を担当する場合は、兼任講師及び学生双方の連絡調整機能を果たすため専任教員を学内調整者として配置し、円滑な授業運営に資することとしている。

③ セメスター制

講義科目は、学生が短期間に集中して学修できるように、1学年を2学期とするセメスター制により実施する。

(2) 履修指導

① ガイダンス

入学時、セメスター開始時などに学生に対してガイダンスを実施し、修士課程における履修方法や修了後の進路に関して理解を促す。

② 履修モデル

履修の参考となるよう履修モデルを提示するとともに、修士課程修了後、看護職として活躍していく上で期待される能力及び進路を示し、必要となる科目の理解を促す（資料 10：履修モデル）。

③ 指導体制

学生への履修指導は、個々の学生の研究指導を担当する教員が行い、学生生活相談も併せて対応する。また、事務局において、随時、学生の履修相談に対応するほか、修了後の進路を含め、教員からの的確なアドバイスを得られるよう連絡・調整を行う。

指導教員は、学生の研究に直接必要となる授業科目や高度専門職業人として必要な基礎学力を涵養する科目など個々の学生に適した授業科目が履修できるよう指導・助言する。

指導教員は、学生の理解度、進行度等について Semester ごとに評価を行いながら指導する。

④ シラバス

修士課程における学生の履修計画を支援するために、すべての授業科目においてシラバスを作成し、科目のねらい、到達目標、授業実施計画、成績評価基準・方法などを学生に明示する。

(3) 研究指導

学生が入学してから修士論文の作成に至る研究指導は、次のようなスケジュールで行うこととする（資料 11：修士論文研究指導スケジュール）。

① 指導教員の決定（1年次4月）

学生は、入学時に専攻する「分野」（実践看護学・看護マネジメント学）及び「研究」（特別研究・課題研究及び実習）を選択する。

学生は、研究科教授会へ希望する研究分野・領域及び指導教員を申請し、研究科教授会は、学生の研究課題に基づき、研究分野・領域及び研究内容に適する指導教員を決定し学生に通知する。

② 研究課題の決定（1年次4月～5月）

指導教員は、学生の希望する研究内容、指導教員の専門分野、指導環境等を勘案して、学生と相談しながら研究課題を決定し、研究科教授会に報告する。

③ 研究計画の立案及び指導（1年次6月～2年次6月）

学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案する。指導教員は、研究方法、文献検索の方法、文献抄読等により、学生の研究計画の立案を指導する。学生は、研究計画に基づき研究を遂行する。

④ 研究計画書の作成（1年次6月～2年次6月）

学生は、指導教員の指導・助言を受けながら、研究課題についての具体的な研究計画書を作成する。指導教員は、必要に応じて研究科教授会に研究課題の内容を報告し、助言を受けることができる。

なお、研究計画書に基づく研究を開始する前に、必要に応じて倫理的側面から倫理委員会の審査を受けることとする（資料12：公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程、資料13：公立大学法人札幌市立大学倫理委員会規程）。

⑤ 中間発表（2年次8月）

研究科教授会は、学生のそれまでの研究成果の発表の場として、公開の中間発表会を開催する。

指導教員は、発表内容にかかる問題点等を指摘・確認し、課題解決方法等について助言する。

⑥ 修士論文の作成及び指導（2年次8月～翌年1月）

学生は、中間発表までの研究成果を基に修士論文の作成を開始し、中間発表会での質疑、指摘等を踏まえ、修士論文をまとめる。

指導教員は、学生の修士論文作成について、論文の全体構成、資料・データの分析・整理法、図表の作成、文献検索など、論文作成までの指導を行う。

⑦ 主査・副査の決定（2年次1月）

学生の研究成果を取りまとめた修士論文を審査するため、研究科教授会は、学生ごとに主査1人及び副査2人からなる「論文審査会」メンバーを選定し、学生に通知する。

⑧ 修士論文の提出及び最終試験（2年次1月）

学生は、修士論文を所定の期日までに提出する。

主査及び副査は、提出された修士論文を審査するとともに、その論文内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行う。

⑨ 公開発表会（2年次2月）

研究科教授会は、修士論文に係る研究発表の場として、公開発表会を開催する。

主査及び副査は、公開発表会で指摘された事項や発表内容に係る問題点を指摘・助言する。また、指導教員は主査及び副査

から指摘された問題点の解決方法等について指導を行う。

学生は、指導教員のもとで、問題点等を解決し、修士論文を完成させる。

⑩ 修士論文の提出及び合否判定（2年次3月まで）

学生は、最終試験及び公開発表会で指摘された事項を修正した修士論文を提出する。主査及び副査は、提出された修士論文の審査を行い、これらの結果を研究科教授会に報告する。

研究科教授会は、主査1人及び副査2人からなる論文審査会による修士論文の審査結果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位取得状況により修士課程修了の合否を判定する。

⑪ 修士課程の修了及び学位の授与（2年次3月）

学長は、研究科教授会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を認定し、修士の学位を授与する。

(4) 成績評価

学修の成果及び論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては客観性及び厳格性を確保することとし、成績評価基準についてシラバスに明示するとともに、明示した成績評価基準に従って厳格な成績評価を実施する。

(5) 研究成果の審査

学生から提出された修士論文は、論文審査会において、修士論文としての水準や倫理的側面等から審査を行い、論文の合否を決定する。修士論文の審査は主査1人及び副査2人の体制で行うこととし、主査は当該学生の指導教員以外の研究指導教員から、副査は当該学生の指導教員あるいは学生の研究課題に近い専門領域の研究指導教員等から研究科教授会において選定する。

(6) 修了要件

本研究科の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、専門看護師（CNS）の認定を希望する学生は、2年以上在学し、34単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、課題研究論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。

(7) 学位論文の公表

学生は、論文の公表方法について指導教員から指導を受け、修

士論文又は課題研究論文の審査申請の際、当該論文を学術大会等で発表又は投稿することとして、その予定を記載して提出する。論文は、大学のホームページにおいて題名、要旨等の公表を必須とし、全文は本人の同意を得て、図書館で保管する。

(8) 専門看護師(CNS)コース

① 課題研究

実践看護学分野の「母子看護学領域」、「成人看護学領域（急性期）」及び「精神看護学領域」において、それぞれ小児看護、急性・重症患者看護及び精神看護の専門看護師コースを選択する学生は、実習報告書及び特定の課題についての研究成果である課題研究論文をもって修士論文に代えることができる。

② 履修科目

専門看護師コースを選択する学生は、日本看護系大学協議会で定める内容の科目を履修する必要がある、修了に必要な単位は「研究科連携科目」は4単位以上、「専門基礎科目」は8単位以上、「専門科目」は特別研究に代えて実習及び課題研究を履修することにより20単位以上、さらに学生が興味・関心のある授業科目を「研究科連携科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」から2単位以上選択し、合計34単位以上とする。

③ 教育・研究水準の確保の配慮

専門看護師コースを選択した学生が作成する課題研究論文の研究計画の立案・研究の遂行等については、修士論文を作成する学生と同様のスケジュールで行う（資料14：特定課題研究指導スケジュール）。

④ 実習

ア 趣旨

それぞれの専門看護分野における実践・教育・相談・研究・ケア調整・倫理的調整といった高度な看護実践技術を修得するための実習を行う。

イ 具体的計画（実習先確保状況・実習先との連携体制・指導体制）

実習施設は、専門看護分野の看護実践が専門看護師等により行われている医療機関とする。また、専門看護分野の看護実践の経験を有する看護職が実習指導者となる、これらの実習施設と教員は緊密な連携を図りながら、学生が主体的・創

造的によりよい実習が実施される環境を整え、実習の指導にあたる（資料 15：実習施設一覧、資料 16：実習承諾書）。

⑤ 研究成果の審査

課題の設定や課題研究論文作成のための研究指導は、修士論文と同様に指導教員が行うとともに、学位授与までの審査手順、審査体制、合否判定等も修士論文を選択した学生と同様に行い、客観性及び厳格性を担保する。

7 既設の看護学部との関係

(1) 教育・研究の柱となる領域の関連

本研究科は、看護学部を基礎に設置することとし、学部教育を踏まえ、修士課程では、高度専門的な知識・技術を修得する構造とする（資料 17：看護学部と看護学研究科の関連図）。

看護学部は、①的確な実践力を有する人材の育成、②人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材の育成、③地域社会に貢献できる人材の育成を教育目的としており、看護実践の基盤（看護の基盤となるもの）、対象の発達段階に応じた看護（健康レベルに応じて生活を援助するもの、コミュニティケアに関するもの）及びこれらを統合した臨床実践（発展・統合に関するもの）に係る教育を実施している。

本研究科では、学士課程を基礎として、看護の基盤及び対象の発達段階や健康レベルに応じた的確な看護を実践的に研究する「実践看護学分野」と看護組織全体の運営管理や看護職等の教育方法を研究する「看護マネジメント学分野」を教育・研究の柱とする。

また、「実践看護学分野」は、対象の範囲や教育・研究内容から、「地域生活看護学領域」、「母子看護学領域」、「成人看護学領域」、「精神看護学領域」及び「看護技術学領域」に区分した。

(2) 教員の研究領域との整合性

看護学部における教員組織は、基礎看護学・看護教育学、小児看護学、母性看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、在宅看護学、地域看護学及び看護管理学の 9 区分で構成している。

研究科においては、「実践看護学分野」の「地域生活看護学領域」は老年看護学、在宅看護学及び地域看護学の教員、「母子看護学領域」は小児看護学及び母性看護学の教員、「成人看護学領域」、「精

神看護学領域」及び「看護技術学領域」はそれぞれ成人看護学、精神看護学及び基礎看護学の教員が担当することとしている。また、「看護マネジメント学分野」は看護管理学及び看護教育学の教員が担当することとしており、学士課程から修士課程への教員組織の一貫性・連携を図っている。

8 大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例の実施

(1) 趣旨・必要性

社会人のキャリア教育及び生涯学習ニーズに応え、仕事を持つ社会人の学生(以下、「社会人学生」という。)などが勤務を継続しながら、大学院で学修することができる環境を提供するため、本研究科において 大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を実施する。

特に、看護職は、学士課程等を卒業後、医療機関等において一定期間の実務経験を経た後、大学院に入学し、看護の専門性を深めていくニーズが非常に高い。このような看護師が就業しながら学ぶことができる環境を整備する。

(2) 修業年限

修業年限は 2 年とする。ただし、長期履修学生制度を利用する場合にはこの限りではない。

(3) 履修指導、研究指導の方法

通常の学生と同様、学生を担当する指導教員を決定する。

指導教員は、履修科目及び研究活動全般について、学生の相談に応じ、学修及び研究の進行に必要な指導を行う。

(4) 授業の実施方法

社会人学生への便宜を図るため、授業は、可能な限り昼夜間に重複して開講する。夜間においては、平日の午後 6 時以降(6 時限目・7 時限目)に授業を行う他、土曜日及び夏季休暇等の長期休暇期間を利用した集中講義を併せて行うなど、昼間の時間帯若しくは夜間の時間帯の履修で大学院生が修了できるようにする。

なお、14 条特例の対象学生が専門看護師(CNS)の取得を目指す場合であっても標準修業年限で修了することが可能である(資料 18: CNS コースを希望する学生の時間割・学事暦(例))。

また、履修計画の作成にあたっては、履修モデルを示すとともに、研究指導の際は、個々の社会人学生の事情と指導教員の負担を配慮

した指導時間を設定する（資料 19：看護学研究科時間割）。

(5) 教員の負担の程度

本研究科の専任教員は全員学部教育も担当するため、既設学部のカリキュラム運営の見直しや担当時間数の調整を行い、過度の負担にならないように留意する。

(6) 施設・設備等の利用

夜間及び土曜日の授業開講に伴い、図書館は平日午前 9 時から午後 10 時、土曜日は午前 10 時から午後 4 時まで開館とし、院生研究室等は午前 0 時までの利用を認める。

(7) 事務局の対応

社会人学生からの各種届出や相談等に対応するため、事務局窓口では平日は午前 9 時から午後 8 時、土曜日は午前 9 時から午後 3 時まで受付を行う。

9 長期履修学生制度(大学院設置基準第 15 条)

(1) 趣旨

本研究科では、多様な人材を幅広く受け入れることとしており、社会人学生等 2 年の標準修業年限内での修学があらかじめ困難であることが見込まれる学生に対して、標準修業年限を超えて一定の延長期間を加えた期間での、計画的な教育課程の履修を認め、課程の修了を可能とし、社会人学生の積極的な受け入れを図ることを目的に「長期履修学生制度」を実施する。

(2) 修業年限

学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な場合、当該学生が修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する旨を原則として入学時に申し出た時は、その計画的履修を認めることとする。

長期履修の期間は、セメスター単位で認定することとし、2 セメスターまでの延長を認める。

(3) 履修指導、研究指導の方法

通常の学生と同様、学生を担当する指導教員を決定する。

指導教員は、入学時に当該学生に対して履修方法、研究指導方法等に関する相談指導を行い、履修期間の設定に係る助言を行う。

また、指導教員は、学生が認められた履修期間内で修了できるよう、計画的な授業科目の修得、あるいは研究活動の適正な進行につ

いて相談・助言を行う。

授業料は、学生の負担軽減を図る観点から、長期履修が認められた場合には、標準修業年限分の授業料に相当する額を一定の期間で分割することとする。

(4) 授業の実施方法

長期履修学生のための授業は特段設けないが、定められた修業年限の中で順序だてて履修できるよう必要な履修指導、相談を行う。

10 2つの校地において教育を行うことに対する配慮

(1) 学生に対する配慮

看護学研究科及びデザイン研究科の学生が合同で学ぶ「研究科連携科目」は、原則、桑園キャンパスにおいて行うこととするが、「連携プロジェクト演習」は、両研究科の教員及び学生が一緒で行う演習を芸術の森キャンパスで行うことも想定している。このため、同日中にキャンパスとの間を移動することがないように、開講する曜日を特定するなど時間割の編成等に配慮する。

また、両キャンパスの図書館における図書の検索、貸出、返却は、どちらのキャンパスの図書館においても行えるよう配慮している。

(2) 教職員の移動

講義等に係る教員は、原則、同日中にキャンパス間を移動することがないように、開講する曜日を特定するなど、時間割等を工夫する。

また、事務局職員をそれぞれのキャンパスに配置することにより、日常業務における職員の移動は行わないものとする。なお、学生はいずれのキャンパスでも同等のサービスを受けられるようにする。

11 メディアを利用した授業

両研究科の学生が合同で学ぶ「研究科連携科目」は、桑園キャンパスにおいて対面授業で行うことを原則とし、授業運営を補完するため、必要に応じて既存の双方向型のメディア（遠隔授業システム）を活用することにより、学生からの質問や相談に対応できるようにする。

IV 施設・設備等の整備計画

1 キャンパス

本研究科の教育・研究は、看護学部のある桑園キャンパスにおいて行う。

研究科開設に伴う実習室等の施設・設備は、基本的に既存学部の施設・設備を使用することとする。しかし、研究科の教育目的を達成するため、教育・研究に必要となる施設・設備は、既存施設・設備の転用だけでは確保することが困難であることから、桑園キャンパス敷地内に大学院棟を1棟新築する。

また、大学院の高度な教育・研究に対応するため、図書及び学術雑誌等の学術情報の整備を行うとともに、教育・研究内容の高度化及び拡充に対応するため、器械・器具等について必要な整備を行う。

2 校舎等施設の整備計画

桑園キャンパスに整備する新築棟は鉄筋コンクリート5階建ての約2,500㎡の校舎面積を予定しており、講義、演習、研究発表を行う講義室（3室）やセミナー室（3室）、学生が主に研究する場である院生研究室（4室）のほか、高度な専門看護技術の修得を目的としたシミュレーション・ラボルームや療養環境を想定した看護研究・実験を行うことができるシールドルームなどを整備する。

特に、専用で必要となる大学院生の研究室（院生研究室）、講義室、セミナー室等については、研究科の教育・研究内容をはじめ、担当教員数及び学生数などを踏まえ、必要な施設・設備を整備する（資料20：桑園キャンパス院生研究室見取り図）。

3 設備・備品の整備計画

講義室やセミナー室には必要なAV装置やホワイトボードなどの設備を整備するほか、シミュレーション・ラボルームやシールドルームはそれぞれの目的に応じてベッドや天井つりカメラ、その他の設備・備品を整備する。

特に、学生がデータ整理や論文作成の場として使用する院生研究室は、将来の博士課程の設置を見込んで整備するとともに、学生ごとに机、PC、ロッカー等を用意する。

4 図書等の資料及び図書館の整備計画

桑園キャンパスには、約 500 m²の図書館があり、約 2 万 7 千冊の図書と 196 タイトルの雑誌を所蔵しており、これらの図書については、本学の蔵書目録 OPAC(Online Public Access Catalog)で目的とする図書や A V 資料をパソコンや携帯電話から検索することが可能である。また、修士課程の完成年度には、約 3 万冊となるよう蔵書数を増やす予定であるが、本学の図書館に必要な資料がない場合は、相互利用 (ILL) サービスを利用して他の大学図書館等から図書や雑誌のコピーを取り寄せることを可能にしている。

桑園キャンパスの図書館は 95 席を有する閲覧室があるほか、検索コーナー、新聞・雑誌等の閲覧コーナー、視聴覚資料を閲覧する A V ブースを整備している。

また、学内のコンピュータから医学中央雑誌やメディカルオンラインなど学術文献データサービスにアクセスすることができるほか、Science Direct、Journals@Ovid など看護学及び医学等に関連する電子ジャーナルを閲覧することが可能であり、教員及び学生が研究していく上でこれらの資料を有効に活用できる環境を整えている。

さらに、研究科開設に伴い、現在、平日午後 9 時までの開館時間を午後 10 時まで延長し、教員及び学生が夜間の授業終了後に図書の貸出、閲覧など図書館を利用できるよう配慮する。

V 入学者選抜の概要

1 基本方針

大学院の設置の趣旨に基づき、研究科の教育目的に沿った学生を幅広く受け入れるため、アドミッションポリシーを策定する。

本研究科にあつては、4年制大学の卒業生だけではなく、短期大学や専修学校の卒業生で一定の要件を満たす者には、個別の入学資格審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合には出願資格を与え、これらの学生に修学の機会を開くなど、学ぶ意欲を持つ人々に門戸を広げることとし、「一般選抜」と「特別選抜」(「社会人特別選抜」及び「外国人特別選抜」)の区分で入学者選抜を行う。

また、公平かつ透明性のある選抜方法を実施し、大学院教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた人材を受け入れる。

2 アドミッションポリシー

本研究科では、広い視野に立って看護学の基盤を学修した個々人の専門性及び学識を深めつつ、看護学の発展、様々な形態での看護の実践及び幅広く地域社会に貢献できる高度で専門的な人材を育成することを目的としている。

さらに、看護学以外の保健・医療・福祉分野の基盤を学修した学生で、高い研究意欲を有し、研究を通して地域貢献等を果たし得る人材を育成することを目的としている。

これらの目的を達成するために、本研究科が求める学生像は次のとおりとする。

- ・看護学の基礎知識と総合的な学力を有し、豊かな人間性と高い探究心を持って、自主的・意欲的に看護実践の向上に寄与できる人
- ・柔軟で論理的な思考を持って保健・医療・福祉の諸問題に積極的に取り組み、問題解決に向けた研究を遂行できる人
- ・高い倫理観を有し、地域社会や国際社会に貢献する意志と責任感を持った人

3 出願資格

本研究科の出願資格は、入学年度の4月1日において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。なお、アドミッションポリシーに基づき、入学者は、看護系の大学卒業者あるいは看護

師の免許を有する者を原則とするが、「看護マネジメント学分野」では、看護師の免許を有していない看護系以外の大学卒業者等も出願することを認めることとする。また、学士の資格を有さない看護職等の社会人に対しても、個別の入学資格審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願することを認めることとする。

- ア 大学（短期大学を除く。）を卒業した者
- イ 学士の学位を授与された者
- ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- オ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- カ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- キ 文部科学大臣の指定した者
- ク 大学に3年以上在学した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- ケ 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- コ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学が定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- サ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に

指定するものの当該課程を修了した者であって、本学大学院が、本学の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者

シ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

ス 本学大学院において、個別の入学者資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

4 選抜区分

(1) 一般選抜

一般選抜は、本学の学部学生をはじめ、広く他大学の学生及び社会人など上記の出願資格を有する者を対象とする。

(2) 特別選抜

① 社会人特別選抜

社会人特別選抜は、上記の出願資格を有し、入学年度の4月1日において、保健・医療・福祉施設、教育・研究機関、官公庁、企業等において3年以上の実務経験を有する者を対象とする。

② 外国人特別選抜

昨今の国際化に対応するため、私費外国人留学生を対象とする特別選抜を実施し、諸外国からの留学生を受け入れる。外国人特別選抜は、上記の出願資格を有し、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験を受験した者を対象とする。

なお、外国人特別選抜の実施にあたっては、インターネット等を活用して入試情報を広く提供し、様々な国の学生に対して門戸を広げることとする。

5 募集人員

研究科において募集する人数は、一般選抜と特別選抜を合わせて18人とする。

6 選抜方法

入学者選抜に当たっては、出願前に入学後の研究等について志

望する専門領域の教員と研究計画、出願資格の有無、実務経験等について十分な相談を行う機会を設ける。

選抜方法は、本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材を合理的に判断するために、英語及び専門科目の筆記試験と面接を含む口頭試問により実施する。なお、受験者には入学願書に志望理由書、研究計画書等を添付させることとして、これらの出願書類を基に面接を含む口頭試問を実施し、総合的に判断する。

7 選抜体制

研究科教授会は入学者選抜に関する学生募集、選抜の実施、合否判定等を行い、学長が入学を許可する。

VI 管理運営

1 管理運営体制の概要

本学のキャンパスは「芸術の森キャンパス」（本部機能及びデザイン学部、デザイン研究科）と「桑園キャンパス」（看護学部、看護学研究科）の2つのキャンパスで構成されている。

いずれのキャンパスでも教員、学生の相談等に支障が生じないよう事務局職員をそれぞれのキャンパスに配置するとともに、学内の意思疎通や円滑な管理運営を図るため、両キャンパスで合同の教職員間の会議や各種委員会を定期的実施する。

また、両キャンパス間に情報システム及び遠隔会議システム（学生情報、事務局情報、教務システム、図書システム等）を構築しており、これらの情報ネットワークを有効に活用した会議等を行う。

さらに、キャンパス間に文書や図書輸送用の定期便を設けており、一体的な管理ときめ細やかな学生サービスを提供する。

2 研究科教授会

本研究科の管理運営にあたって、研究科教授会を設置する。研究科教授会は 研究科長 及び研究科において学生の 研究指導を担う教授 で組織する。

研究科教授会には、議長をおき、研究科長をもって充てることとし、議長が研究科教授会を主宰する。

研究科教授会の審議事項は、以下のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 学生の支援に関する事項
- (4) 研究科長及び専攻長の選考に関する事項
- (5) 研究科の予算に関する事項
- (6) 研究科の運営に関し研究科長が諮問する事項
- (7) その他研究科の教育又は研究に関する重要事項

研究科教授会に関する庶務は、本学両キャンパスの事務局がこれにあたるものとする。

3 学内委員会

本学には、法人の経営及び本学の教育・研究を円滑に行うために

必要な連絡、調整又は協議を行う部局長会議のほか、デザイン学部及び看護学部に共通する教育・研究、運営、経営等に関する重要事項を審議するために各種の学内委員会を組織し、活動している（資料 21：2009 年度公立大学法人札幌市立大学組織図）。

大学院設置後は、これらの委員会を活用して大学院の運営等に関する事項について審議することとするが、大学院生の教務及び学生関係などについては、研究科独自の事項を協議する委員会を設置することとする。

Ⅶ 自己点検・評価

1 基本方針

大学は、当該大学の目標を明確にし、その目標を達成するために教育・研究等の活動を行うとともに、教育・研究等の活動状況や目標の達成状況を把握、評価し、その結果、目標と現状との間に乖離があれば、教育・研究等の活動の改善を行う必要がある。

このことから、自己点検・評価を定期的・継続的に行い、その結果を有効に活用することにより、教育・研究等の内容を継続的に改善し、高度化することを目指す。

また、本学は、札幌市の支援を受ける公立大学であることから、自己点検・評価の内容を公表し、本学の教育・研究等の活動状況を対外的に説明することにより、札幌市民をはじめ、学外にその存在理由・存在意義を理解されるように説明責任を果たす。

2 実施体制・実施方法

本学では、平成 18 年度開学当初から、専任教員及び事務局職員からなる自己点検・評価委員会を設置し、教育・研究活動の状況及び大学運営全般について評価項目・評価基準の設定、データ収集等を行ってきた。平成 20 年度に過去 2 年分を対象とした中間点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を策定しているところである。この結果を踏まえ、平成 22 年度に学士課程 4 年間の自己点検・評価を実施し、さらに、平成 23 年度には認証評価機関による評価を受ける予定である。

自己点検・評価及び認証評価機関による評価、中期目標の指示や中期計画と年度計画の策定、実績報告と評価により、継続的・循環的に教育・研究活動等の改善を着実に実施していくこととしている。

大学院についても修士課程の評価基準に基づく自己点検・評価を自己点検・評価委員会が中心となって行うことを予定している。

3 結果の活用及び公表

自己点検・評価結果を踏まえ、カリキュラムの見直し、実習体制の充実など教育・研究活動等の改善に向けた検討を行い、大学院設置後も定期的に自己点検・評価を実施することでより良い教育・研究に向け改善、高度化を図っていくこととする。

平成 20 年度実施分の評価結果は、自己点検・評価報告書として

取りまとめ、ホームページでの公開や報告書の配布を予定しており、今後とも大学として社会に対する説明責任を果たす観点から、評価結果を広く公開していくこととする。

VIII 情報の提供

1 実施方法

本学では、大学としての透明性を高め、地域社会に説明責任を果たすため、教育・研究活動などに係る様々な情報を本学のホームページや各種刊行物さらに公開講座等を通じて、広く市民等に提供している。

大学院においても、市民に開かれた大学として、教育・研究に関する情報などを幅広く提供することとする。

2 情報提供項目

本学ではこれまで、次の情報を提供し、本学の知的資源を社会に広く還元してきているところである。

(1) 大学ホームページ

① 大学案内

理念、沿革、組織図、学則等の規程、財務経営状況、中期目標、中期計画、年度計画、年度業務実績評価結果、設置認可申請書、設置計画履行状況報告書 等

② 学部案内

学部概要、教員、履修要項、教育課程、シラバス、履修モデル 等

③ 入試情報

アドミッションポリシー、選抜・募集要項、出願状況、科目等履修生 等

④ 図書館

概要、利用案内、蔵書検索 等

⑤ 地域連携研究センター

公開講座、受託研究・寄附、提携大学 等

(2) 刊行物

① 札幌市立大学研究論文集（紀要）

教員の研究活動に関する成果

② 札幌市立大学年報

教育・研究・社会活動・組織運営に関する1年間の活動記録

③ 大学案内（パンフレット）

大学・学部概要、カリキュラム、学生生活等大学紹介

④ その他

主に志願者・学生用に入学者選抜要項、学生募集要項、学生ハンドブック、シラバス、図書館ニュースレター（図書館利用案内）等を作成・配付している。

(3) 公開講座

教員が有する専門的な知識・技術を広く還元するために、市民、看護職あるいはデザインに従事する企業の方を対象とした各種の公開講座、セミナーを開催している（資料 22：2008 年度公開講座開講一覧）。

大学院開設後は、学部と同様に設置認可に係る情報、カリキュラム等の教育・研究に関する情報、入試情報等に加え、地域貢献に資するために教員の教育・研究の成果、その他の活動状況に関する情報、さらに大学院生の修士論文の題名や要旨等をホームページや刊行物、公開講座等を通じて積極的に公開・発信していくこととする。

IX 教員の資質の維持向上の方策

1 基本方針

本学が多様な学生等の教育・研究のニーズに応え、質の高い教育を提供するためには教員の資質の維持向上を図っていかなければならない。そのため大学の組織的な対応として授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント：FD）に取り組んでいる。

2 実施体制

FDへの取組はデザイン学部と看護学部の専任教員により構成するFD委員会を中心に次の取組を行っている。

3 具体的取組

(1) 学生による授業評価アンケート結果を踏まえた改善

全ての授業に対して、学生からの授業評価アンケートを実施し、その集計結果を学生及び教員に公表している。授業担当教員はアン

ケート結果を踏まえ、授業の内容及び方法の改善に取り組むこととしている。

(2) 教員相互の授業参観

授業科目に関連のある教員間で授業内容を共有することにより、授業内容の重複を避け、授業の連携・発展及び教授法の工夫・改善に資することを目的として教員相互の授業参観を実施している。

(3) FD 研修会（資料 23：2008 年度 F D 研修会実績）

① 全学 F D ・ S D 研修会

教員の基本的な資質の向上を目的とし、両学部の全教員に共通する学校教育法や成績評価方法等に係る研修を実施している。

また、教職員に共通する文部科学省の制度改正や学部運営等についての F D ・ S D（スタッフ・デベロップメント：職員研修）研修会を実施している。

② 学部 F D 研修会

学部の専門的な授業内容や教育方法の改善を目的とし、学部の教育目的等の理解や特定専門分野の知識・技術の修得を目的とした研修を実施している。

③ 学部間研究交流会の開催

本学の教育・研究上の特長であるデザインと看護の連携を実現するために両学部の教員が共同研究を行っているほか、相互の研究内容を理解し、本学の教育・研究の理念・目的を達成するために学部間研究交流会を実施している。

4 大学院におけるFDの実施

大学院開設後においても F D 委員会を中心に、教員の資質の維持向上を図るため、授業内容の改善及び方法の改善に組織的、積極的取り組み、魅力ある大学院教育の構築を目指すこととする。

研究科教員の資質の向上のために、教育方法、研究指導方法などの知識、技術の修得を目的に「研究科 F D 研修会」を実施する。

また、大学院教育を担う教員の資質を一層向上させるために、学部で行っている授業評価アンケート等を大学院においても実施し、その結果を教員にフィードバックすることにより、大学院の授業内容等の改善と教員の教育力向上を図る。